

平成28年度大阪地方最低賃金審議会

第318回総会 会議次第

平成28年8月5日 午後3時

(大阪合同庁舎第4号館2階 第2共用会議室)

1 開 会

2 議 事

(1) 大阪府最低賃金の改正決定について

(2) その他

3 閉 会

大阪地方最低賃金審議会 第318回総会

(平成28年度 第3回)

資 料 目 次

- 資料 1 平成28年度地域別最低賃金額改定の目安について 1
(答申) (写)
- 資料 2 平成28年度の中央最低賃金審議会目安に関する 7
小委員会報告についての補足説明
- 資料 3 大阪府最低賃金の改正決定に関する報告書 (写) 8
- 資料 4 大阪府最低賃金の改正決定について (答申) (写) 9
- 資料 5 KOHYO労働組合からの要請 10
- 資料 6 全大阪労働組合総連合・全国労働組合総連合取扱
団体署名による要請書 12
- 資料 7 全大阪労働組合総連合・全国労働組合総連合取扱
個人署名による要請書 13
- 資料 8 大阪弁護士会からの声明 14



平成 28 年 7 月 28 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

中央最低賃金審議会

会長 仁田 道夫

平成 28 年度地域別最低賃金額改定の目安について (答申)

平成 28 年 6 月 14 日に諮問のあった平成 28 年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 平成 28 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解 (別紙 1) 及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告 (別紙 2) を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙 1 の 2 に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

平成 28 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

平成 28 年 7 月 26 日

- 1 平成 28 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

平成 28 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	25 円
B	茨城、栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	24 円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡	22 円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	21 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 23 年 2 月 10 日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」の 4 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における合理的な自主性発揮が確保できるよう整備充実に努めてきた資料を基にするとともに、「ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）、経済財政運営と改革の基本方針 2016（同日閣議決定）及び日本再興戦略 2016（同日閣議決定）に配意した」調査審議が求められたことに特段の配慮をした上で、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率が低下してきたこと、影響率が高まる傾向にあること等、諸般の事情を総合的に勘案して審議してきたところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、目安を十分に参酌することを強く期待する。

- (2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）

第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が今年度の地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

平成28年7月26日

1 はじめに

平成28年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、最低賃金の水準が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第一条に規定する法の目的を満たしているかどうかという観点から議論することが必要であると述べ、賃金改定状況調査の第4表に基づく最低賃金の引上げ幅の議論のみならず、最低賃金のあるべき水準を重視した議論が必要であると主張した。

また、目安制度の目的が、地方最低賃金審議会が地域別最低賃金を決定する際の基本的事項や賃金水準の全国的整合性を図ることであること等を踏まえれば、地域間格差を拡大する目安を示すことは不相当であり、その縮減をはかることが重要であると主張した。

さらに、生産年齢人口の減少など人口動態の変動を踏まえた上で、労働生産性を高めつつ、労働の質や量の変化に応じて最低賃金水準を引き上げることが重要であると主張した。

また、家族の生活に必要な賃金水準を確保するとともに、所得格差に歯止めをかける観点からは、現在の地域別最低賃金の水準は不十分であり、特に地域における労働者の生計費と賃金を重視しつつ、雇用戦略対話の全国で最低でも800円、全国平均1,000円という目標到達へ向け、早期にその道筋を示す目安額とすべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、わが国の景気は緩やかな回復基調にあるものの、国内総生産（GDP）の約6割を占める個人消費は伸び悩むとともに、為替は円高傾向にあり、イギリスのEU離脱問題などによって、世界経済の不透明感が一層増している中、テロへの世界的な不安などと相まって、日本経済の先行きに関する懸念は高まっていると主張した。また、中小企業については、倒産件数は減少しているものの、企業数は、2009年の420万から2014年には381万社に減少するなど廃業は依然として多く、人手不足や事業継承の問題も深刻化しており、総じて厳しい経営状況にある

と主張した。

また、使用者側委員としては、近年の最低賃金が、景気や経営の実態とは関係なく、いわゆる「時々の事情」によって大幅な引き上げが行われ続けてきたとの認識を示し、地域別最低賃金の近傍で働く労働者が増加している中で、中小零細企業の経営体質を強化する支援策が拡充されることなく、最低賃金を大幅に引き上げることへの懸念を表明した。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)における最低賃金に関する記載については、最低賃金を毎年自動的に3%引き上げることの意味するのではなく、名目GDP成長率が3%を下回る場合は、当該経済状況に配慮し、最低賃金の引上げを抑えるものであるとの認識を示すとともに、「ニッポン一億総活躍プラン」の検討をはじめた昨年秋と比べて、我が国経済の状況や、中小企業を巡る経営状況が悪化している点を考慮すべきことを主張した。

使用者側委員としては、中小企業、小規模事業者全体の生産性向上が達成されておらず、政府の支援施策も不十分である中で、各種統計データに基づかずに、引上げの具体的な根拠が説明できない目安を示すことになれば、地方での審議において大きな混乱を招くことになることを主張した。

その上で、今年度の最低賃金の決定にあたっては、最低賃金法の原則である、地域における労働者の生計費、賃金及び通常の事業の賃金支払能力の3要素に基づき、最低賃金引上げの前提条件である名目GDP成長率、中小企業や小規模事業者の生産性向上に向けた支援の状況、取引条件の改善等に関する状況を踏まえながら、各種統計データ、特に、中小零細企業の賃金引上げの実態を示す賃金改定状況調査結果の第4表のデータを重視した議論を行うべきであると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに下記1の公益委員見解が取りまとめられることについて、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会(以下「目安小委員会」という。)としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成23年2月10日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」の4(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「ニッポン一億総活躍プラン」、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)及び「日本再興戦略2016」(同日閣議決定)に配慮し、諸般の事情を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものであ

る。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙1と同じ)

平成 28 年度の中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告についての補足説明

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会委員長

- 平成 28 年度の中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告 5 の公益委員見解を取りまとめた趣旨等について説明します。
- 本年度の地域別最低賃金改定の引上げ額の目安を示すに当たっては、従来の考え方に沿って、最低賃金法第 9 条第 2 項に規定する労働者の生計費、賃金及び通常の事業の賃金支払能力の 3 要素に関し、統計資料等に基づき検討を行いました。

審議の中では、各種統計データ等に基づく調査審議を基本とし、賃金改定状況調査の第四表を最大限重視すべきであるとの意見や、引上げ額の議論だけではなく、最低生活賃金として賃金の絶対水準を重視した議論をすべきであるとの意見がありました。
- 公益委員見解を取りまとめるに当たっては、非正規雇用の増加傾向、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の賃金格差といった状況も踏まえて「ニッポン一億総活躍プラン」等が取りまとめられ、これらに配慮した調査審議が求められたことについては、最低賃金法第 1 条の「賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図る」という法目的にも鑑みると、何らかの対処をすることが必要であると考え、こうした観点から審議を行ったものです。
- また、本年度の目安の金額が、従来と比較して高い水準にあることも踏まえ、今後、中央最低賃金審議会において、最低賃金の引上げが及ぼす影響について慎重に検討していく必要があると考えます。
- 各地方最低賃金審議会においては、これらの内容も踏まえて、本年度の地域別最低賃金の審議が行われることを期待します。



平成28年8月4日

大阪地方最低賃金審議会
会長 富田 安信 殿

大阪地方最低賃金審議会
大阪府最低賃金専門部会
部会長 富田 安信

大阪府最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、平成28年7月5日、大阪地方最低賃金審議会において付託された大阪府最低賃金の改正決定について、特に女性労働者及びパートタイム労働者の賃金水準の引上げに配慮の上、慎重に調査審議を重ねた結果、本日、全会一致により、下記のとおり結論に達したので報告する。

なお、大阪府最低賃金の改正の中小企業・小規模事業者に与える影響が大きくなってきていることを踏まえ、中小企業等の経営力強化、生産性向上の取組に対する国の支援措置を強く求めるとともに、①影響の及ぶ中小企業等を十分把握した上で、的確な周知広報、履行確保に努めること、②厚生労働省、経済産業省をはじめとする関係省庁が実施する生産性向上等に対する支援措置については、より効果的に周知し、利活用の勧奨に努めること、③行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時に特段の配慮が行われること、④不公正な商取引により中小企業等の賃金支払能力が不当に下げられている場合もあることから、公正な取引慣行の構築、関係法令遵守の徹底を図ること、⑤以上の取組状況については、中小企業等に対する支援措置の利活用の状況を含め、当審議会総会の場において報告することを要望する旨、付記したことを申し添える。

記

- 1 適用する地域
大阪府の区域内
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間883円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり



平成28年8月4日

大阪労働局長
苧谷 秀信 殿大阪地方最低賃金審議会
会長 富田 安信

大阪府最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成28年7月5日付け大労発基0705第1号をもって貴職から諮問のあった大阪府最低賃金の改正決定について、専門部会を設け、特に女性労働者及びパートタイム労働者の賃金水準の引上げに配慮の上、慎重に調査審議を重ねた結果、同部会において、全会一致をもって、下記のとおりとする結論に達したのでここに答申する。

なお、今回の答申に当たっては、大阪府最低賃金の改正の中小企業・小規模事業者に与える影響が大きくなってきていることを踏まえ、中小企業等の経営力強化、生産性向上の取組に対する国の支援措置を強く求めるとともに、①影響の及ぶ中小企業等を十分把握した上で、的確な周知広報、履行確保に努めること、②厚生労働省、経済産業省をはじめとする関係省庁が実施する生産性向上等に対する支援措置については、より効果的に周知し、利活用の勧奨に努めること、③行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時に特段の配慮が行われること、④不公正な商取引により中小企業等の賃金支払能力が不当に下げられている場合もあることから、公正な取引慣行の構築、関係法令遵守の徹底を図ること、⑤以上の取組状況については、中小企業等に対する支援措置の利活用の状況を含め、当審議会総会の場において報告すること、を要望する。

記

- 1 適用する地域
大阪府の区域内
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間883円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

2016年7月13日

大阪地方最低賃金審議会
会長 富田 安信 様

団体名： KOHYO労働組合
代表者名：中央執行委員長 古川 実

大阪府最低賃金の大幅な引上げに向けた要請について

〔要請内容〕

1. 大阪府最低賃金は、政労使合意の「雇用戦略対話」および政府の成長戦略に基づき、公正な労働基準とセーフティネットとしての実効性の高い賃金水準の確保に向けて、早急に「連合大阪リビングウェイジ990円（時間額）以上」に改正すること。
2. 最低賃金の引き上げに当たっては、特に中小企業の生産性向上に向けて総合的な支援施策の拡充をはかること。さらに、企業間における公正な取引が確保される諸施策の実効性を高めること。
3. 新たに設定する産業の特定最低賃金は、新設の申出要件を緩和し、当該産業の賃金の底上げをはかり労働条件を向上させること。また、特定最低賃金の基幹的労働者は、地域別最低賃金に対して優位性を確保すること。
4. 大阪地方最低賃金審議会において、意見書の提出者および関係労働者・使用者、その他関係者の意見聴取の機会を確保すること。特に割合が増加している非正規労働者の生活実態および意見を尊重すること。

〔理由〕

関西・大阪の経済、雇用情勢は、輸出・生産面に新興国経済の減速の影響から一部弱い動きが見られるものの、緩やかに回復している。一方で国内全体では、2015年の物価変動を考慮した実質賃金指数は、4年連続でマイナスとなり、企業業績が賃上げにつながる経済の好循環は十分な広がりを見せていない。また、非正規労働者数（平成27年10-12月：労働力調査）は、2015万人と前年同期に比べ12万人増加し、ワーキングプア（働く貧困層）と呼ばれる年収200万円以下の労働者は1,100万人を超え、連合のアンケートでも非正規労働者の7割が200万円以下となっている。

これらは雇用における公正・公平な処遇とセーフティネットが確立されないままに規制緩和をおこなった結果であり、OECDからも日本の働き方の二極化による所得・処遇格差の問題は、再々指摘されている。さらに日本のGDP約6割を占める個人消費を喚起し、経済の好循環に向けては、消費性向の高い低所得者層の処遇改善が急務であり、それが景気の



底支えや内需拡大につながるものと認識している。

現在の日本の最低賃金水準は、先進国の中でも極めて低い水準にあり、このままでは社会の持続的な発展基盤をも揺るがしかねず、社会を不安定化させるものであり、3年連続の賃上げによる賃金上昇や生計費を考慮し、さらなる均等待遇の法制化で全体の底上げをはかるべきと考えている。このような低水準を早期に克服しなければ、私たちは日本国憲法第25条で保障されている「健康で文化的な最低限の生活」をおくる権利が保障されているとは言えない。

地域別最低賃金審議会は、社会的賃金決定システムで賃金の底上げとセーフティネットを確立する今日的役割として、一層重要性を増しており、労働者の生活の安定と向上に寄与するよう十分な機能の発揮を求める。

私たちKOHYO労働組合は、速やかに最低賃金額を大幅に引き上げ、公正な労働基準とセーフティネットの確立に向けて、実効性の高い水準に改正されることを要請する。

以上

震災復興、生活改善、経済の好循環に向け生活保障賃金の確立を！
 大阪府の最低賃金（858 円/時）の大幅引き上げを！
全国一律^{時間額}1,000円以上の最低賃金実現を求める要請

内閣総理大臣殿
 厚生労働大臣殿
 中央最低賃金審議会会長殿
 大阪最低賃金審議会会長殿
 大阪労働局局長殿

2016年7月27日

● 要請趣旨 ●

雇用労働者の4割以上が非正規雇用になり、労働者の4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアです。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、結婚、出産・育児ができない人が増え、少子高齢化がますます進行し、社会基盤を硬直化させています。そのうえ大震災の被災地の復興や生活再建も進んでいません。

政府は、経済の好循環を実現するには賃金の引き上げが必要と言いつつ、地域別最低賃金は最も高い東京で907円、鳥取、高知、宮崎、沖縄では693円です。フルタイムで働いても、月額10万～13万円の手取りでは、健康で文化的な最低限の生活はできません。地域間の格差は214円に拡大し、労働力の地方から都市部への流出を招いています。地方・地域を再生させるうえでも、地域間の格差の是正と最低水準の大幅な引き上げが絶対に必要です。

安倍首相は「毎年最賃3%程度の引き上げを目指す」としていますが、この目標では2020年には全国加重平均で925円にしかならず、2010年雇用戦略対話の「できる限り早期の全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1000円をめざす」とする政労使の合意からは後退しています。

法人税の減税や円安が急速に進んだことで大企業の内部留保は前年度から14.4兆円積み増しし、株主配当は12.1兆円と過去最高になっています。一方、消費増税の影響で物価は大幅に上昇し、労働者の実質賃金は厚生労働省毎月勤労統計調査10月確報でもわずか0.4%の上り幅に抑えられ、低迷が続いています。真の「経済再生」を実現するには、中小企業への経済支援、下請け単価の改善を図り、最低賃金を引き上げることが必要です。人間らしく生活できる金額の最低賃金を基本に、生活保護基準、年金、下請け単価、家内工賃、課税最低限などを整備すれば、誰もが安心して暮らせる社会をつくることができます。

については2016年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願いします。

● 要請事項 ●

1. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
2. 最低賃金時間額を、すみやかに時間額1,000円以上へと引き上げ、大阪においては1,400円以上に引き上げること。
3. 全国一律最低賃金制度は、年金支給額、下請単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
4. 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。

淀川労働組合総連合
 (淀川・東淀川労連)

〒532-0023 大阪市淀川区十三東2-11-10
 一花ビル2F

TEL・FAX (06) 6308-5988

住所

2016年7月27日

団体・代表者名

議長 中原 明

[取扱団体] 全大阪労働組合総連合／全国労働組合総連合

この署名用紙は、大阪府最低賃金審議会に提出します。

要請以外の目的に個人情報が使用されることはありません。



震災復興、生活改善、経済の好循環に向け生活保障賃金の確立を！
 大阪府の最低賃金（858円/時）の大幅引き上げを！
全国一律^{時間額}1,000円以上の最低賃金実現を求める要請

内閣総理大臣殿
 厚生労働大臣殿
 中央最低賃金審議会会長殿
 大阪最低賃金審議会会長殿
 大阪労働局局長殿

2016年 月 日

● 要請趣旨 ●

雇用労働者の4割以上が非正規雇用になり、労働者の4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアです。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、結婚、出産・育児ができない人が増え、少子高齢化がますます進行し、社会基盤を硬直化させています。そのうえ大震災の被災地の復興や生活再建も進んでいません。

政府は、経済の好循環を実現するには賃金の引き上げが必要と言いつつ、地域別最低賃金は最も高い東京で907円、鳥取、高知、宮崎、沖縄では693円です。フルタイムで働いても、月額10万～13万円の手取りでは、健康で文化的な最低限の生活はできません。地域間の格差は214円に拡大し、労働力の地方から都市部への流出を招いています。地方・地域を再生させるうえでも、地域間の格差の是正と最低水準の大幅な引き上げが絶対に必要です。

安倍首相は「毎年最賃3%程度の引き上げを目指す」としていますが、この目標では2020年には全国加重平均で925円にしかならず、2010年雇用戦略対話の「できる限り早期の全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1000円をめざす」とする政労使の合意からは後退しています。

法人税の減税や円安が急速に進んだことで大企業の内部留保は前年度から14.4兆円積み増しし、株主配当は12.1兆円と過去最高になっています。一方、消費増税の影響で物価は大幅に上昇し、労働者の実質賃金は厚生労働省毎月勤労統計調査10月確報でも0.4%の上り幅に抑えられ、低迷が続いています。真の「経済再生」を実現するには、中小企業への経済支援、下請け単価の改善を図り、最低賃金を引き上げることが必要です。人間らしく生活できる金額の最低賃金を基本に、生活保護基準、年金、下請け単価、家内工賃、課税最低限などを整備すれば、誰もが安心して暮らせる社会をつくることができます。

については2016年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願いします。

● 要請事項 ●

1. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
2. 最低賃金時間額を、すみやかに時間額1,000円以上へと引き上げ、大阪においては1,400円以上に引き上げることを。
3. 全国一律最低賃金制度は、年金支給額、下請単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
4. 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。

氏名	住所
[REDACTED]	[REDACTED]



[取扱団体] 全大阪労働組合総連合／全国労働組合総連合

この署名用紙は、大阪府最低賃金審議会に提出します。

要請以外の目的に個人情報³使用されることはありません。

2016年（平成28年）8月3日

大阪地方最低賃金審議会

会長 富田 安信 殿

大阪弁護士会

会長 山口 健 殿

大阪府地域別最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明の送付について

大阪弁護士会では、別紙のとおり、標記会長声明を公表しましたので、参考までにご送付いたします。

貴職におかれましては、よろしくお取り計らいください。

以上



2016年(平成28年)8月3日

大阪労働局長 荻谷秀信 殿

大阪弁護士会

会長 山口健 様

大阪府地域別最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明の送付について

大阪弁護士会では、別紙のとおり、標記会長声明を公表しましたので、参考までにご送付いたします。

貴職におかれましては、よろしくお取り計らいください。

以上



大阪府地域別最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明

中央最低賃金審議会は、2016年（平成28年）7月28日、本年度の地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安を答申した。これによれば、全国平均の引上げ額の目安は24円、大阪府の地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は25円とされた。これを目安として、大阪地方最低賃金審議会は大阪府の地域別最低賃金の改定について審議を開始しており、まもなく答申が出される見込みである。仮に、中央最低賃金審議会の目安どおりに改定されるとすれば、大阪府の地域別最低賃金は、858円から883円に引き上げられることとなる。しかし、この水準では、フルタイムで働いても、月収約15万5000円、年収約184万円にしかならず、一人で経済的に安心して生活していくことさえ難しく、子どもを産み育てていくことなど到底困難である。

国際的な水準に照らしても、アメリカのニューヨーク州やカリフォルニア州では15ドル（約1530円）、フランスは9.67ユーロ（約1102円）、イギリスは7.2ポンド（約972円）、ドイツは8.5ユーロ（約969円）であり、日本の最低賃金はこれらを大きく下回っている。

政府は、年率3%程度を目途として最低賃金を引き上げていき、全国加重平均が1000円となることを目指すとしている（「ニッポン一億総活躍プラン」平成28年6月2日閣議決定）。しかし、年率3%で引き上げても1000円に到達するにはあと7年もかかることになる。「新成長戦略」の閣議決定（平成22年6月18日）における「2020年までに全国平均1000円」との目標を堅持し大幅な引上げがなされなければならない。

わが国では正規雇用と非正規雇用の賃金格差が大きいまま、非正規雇用の割合が増加し続けており、そのことが、社会全体の格差と貧困を拡大する大きな要因となっている。特に、若い世代にとっては、学卒後に最初に就職する時点から非正規雇用という者も増えており、若者の貧困率が上昇し続ける一因となっている。また、ひとり親世帯の多くが子育てとの兼ね合いのため非正規雇用として働くことを余儀なくされているが、非正規雇用の低賃金と不十分な子育て支援施策とが相まって、ひとり親世帯の貧困率は50%を超えてOECD諸国の中で最悪となっている。非正規雇用の賃金の底上げは格差と貧困を解消するため喫緊の課題である。

特に、大阪では、地域別最低賃金×1.05未満の賃金で働くパートタイム労働者が26.14%、地域別最低賃金×1.15未満の賃金で働くパートタイム労働者が49.73%となっており、最低賃金近傍で働くパートタイム労働者が他府県と比べても多い割合となっており、最低賃金の引上げは、パートタイム労働者の賃金を下支えする効果が大きく、賃金格差の縮小に大きな役割が期待される（独立行政法人労働政策研究・研修機構「資料シリーズNo.177」参照）。

以上のことから、当会は、大阪地方最低賃金審議会に対し、賃金の低廉な労働者について、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争を確保し、地域経済の健全な発展に寄与するべく、中央最

低賃金審議会の目安にとどまらず、大阪府の地域別最低賃金を大幅に引き上げること
を求めるものである。

2016年(平成28年)8月3日

大阪弁護士会

会長 山口 健 一